

**鳥取県告示第90号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の規定に基づき、鳥取市長、米子市長、倉吉市長、境港市長、岩美町長、若桜町長、智頭町長、八頭町長、三朝町長、湯梨浜町長、琴浦町長、北栄町長、日吉津村長、大山町長、南部町長、伯耆町長、日南町長、日野町長及び江府町長から申請のあった鳥取県後期高齢者医療広域連合の設置については、平成19年2月1日許可したので、同法第285条の2第2項の規定により告示する。

平成19年2月2日

鳥取県知事 片 山 善 博